地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の概要

1 概要

地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)の一部の施行期日を平成 25 年 3 月 1 日とするもの。

2 参照条文

○地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)(抄)附 則(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、 第八十一条、第八十六条、第百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次 に一項を加える改正規定、第百九条の改正規定、第百九条の二を削る改正規定、 第百十条、第百十一条、第百二十七条第一項、第二百七条及び第二百五十条の 二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百 五十一条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第 二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一 条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二 百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正 規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十 七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七 条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二 百九十一条第一項、第二百九十一条の二第四項、第二百九十一条の四第四項、 第二百九十一条の六、第二百九十一条の八第二項、第二百九十一条の十三及び 第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運 営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の項の改正規定並びに附則 第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第十四条第四 項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。